

令和 7 年 9 月 定例会

総務政策常任委員会会議録

令和 7 年 9 月 18 日・22 日

場 所 第 2 委員会室

令和7年9月18日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正
予算（第2号）

○議案第4号 宮崎県税条例の一部を改正する
条例

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 工事請負契約の変更について

○請願第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参
加・調印・批准を求める請願

○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県私学振興会

- ・公益財団法人宮崎県立芸術劇場

- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策（令和6年度）について

○その他報告事項

- ・「『宮崎県総合計画2023』アクションプラン」

- の政策評価結果（令和6年度）について

- ・新幹線整備に係る経済波及効果調査結果につ
いて

- ・宮崎県山村振興基本方針の改定について

- ・宮崎県消費者基本計画の骨子（案）について

- ・令和6年度内部統制評価報告書について

- ・宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の
方針等について

- ・津波浸水想定の更新について

○閉会中の継続審査について

出席委員（6人）

委 員 長 佐 藤 雅 洋

副 委 員 長 齊 藤 了 介

委 員	員	外 山 衛
委 員	員	山 内 いとく
委 員	員	今 村 光 雄
委 員	員	松 本 哲 也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	川 北 正 文
政策調整監	大 東 収
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	佐 野 晃 浩

総合政策部次長 (県民生活担当)	長 友 修 一
---------------------	---------

部参事兼総合政策課長	中 村 智 洋
------------	---------

広域連携課長	酒 勾 晋 也
--------	---------

秘書広報課長	佐 藤 純一郎
--------	---------

広報戦略室長	小 山 圭 一
--------	---------

統計調査課長	芝 吹 政 明
--------	---------

総合交通課長	松 田 隆
--------	-------

中山間・地域政策課長	濱 川 哲 一
------------	---------

産業政策課長	川 崎 智 子
--------	---------

デジタル推進課長	福 崎 寿
----------	-------

生活・協働・ 男女参画課長	森 山 紀 子
------------------	---------

交通・地域安全対策監	坂 元 敏 彦
------------	---------

女性活躍推進室長	前 田 直 彦
----------	---------

みやざき文化振興課長	松 元 弘 樹
------------	---------

人権同和対策課長	大 迫 義 彦
----------	---------

総務部

総務部長	田 中 克 尚
危機管理統括監	津 田 君 彦
総務部次長 (総務・市町村担当)	那 須 隆 輝

総務部次長
(財務担当)

危機管理局長
兼危機管理課長

総務課長

人事課長

行政改革推進室長

財政課長

財産総合管理課長

営繕課長

設備室長

税務課長

市町村課長

総務事務センター課長

消防保安課長

児玉洋一

中尾慶一郎

福島久大

伊東浩

宮崎智美

池田幸優

廣池修次

下温湯盛久

原田徹

鎌田正

池北斎

後藤道洋

羽田貴一

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長

宮崎国スポ・障スポ局次長
(総括)兼総務企画課長

宮崎国スポ・障スポ局次長
(競技担当)

競技・式典課長

施設調整課長

障スポ大会課長

競技力向上推進課長

山下栄次

長倉正朋

若林繁幸

橋倉篤寿

財部孝志

駒路美保

横山美和

事務局職員出席者

議事課主査

岩下恵美

政策調査課主査

藤原諒也

○佐藤委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、御覧のとおりであります、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定をいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、総合政策部長の概要説明を求めます。

○川北総合政策部長 まず、お礼を申し上げます。先月25日の韓国訪問団には、外山議長、そして佐藤委員長に御参加をいただきました。誠にありがとうございました。

アシアナ航空との宮崎ソウル線の安定運航について意見交換、そして、当機の増便に向けた要望を行うなど、大変有意義な訪問となりました。「宮崎ーソウル線」につきましては、県の国際化を図る上で重要な交通基盤であります。引き続き、利用促進にしっかりと取り組み、路線維持・充実に努めてまいります。

また、今月5日に開催いたしました伊藤一彦氏への県民栄誉賞授賞式には、外山議長をはじめ、委員の皆様に御出席いただきました。誠にありがとうございました。伊藤氏におかれましては、長年にわたり本県の短歌文化の振興に多大な御尽力をいただいております。今年度は若山牧水賞が第30回の節目を迎えますので、伊藤氏、そして県議会の皆様のお力添えを賜りながら、さらなる振興に取り組んでまいります。

総務政策常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

今回、総務政策常任委員会で、当部からお願ひをしております議案は、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」に

についての1件でございます。

資料の3ページを御覧ください。

総合政策部の令和7年度9月補正予算案であります。

表の上の段にあります一般会計の右下の合計欄の補正額を御覧ください。

今回お願いしておりますのは、合計で5,725万4,000円の増額補正であります。これは後ほど担当課長より御説明いたしますが、国の物価高騰対策のための重点支援交付金を活用し、「トラックドライバー確保・定着支援事業」及び「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」を実施することによる補正であります。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

Ⅱの報告事項でございますが、「県が出資している法人等の経営状況について」及び「宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った施策(令和6年度)について」の2件につきまして、後ほど担当課長から報告をさせていただきます。

Ⅲのその他報告事項ですが、「『宮崎県総合計画2023』アクションプランの政策評価結果(令和6年度)について」ほか3件ございます。これらにつきましても、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

○佐藤委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松田総合交通課長 総合交通課の補正予算案について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

総合交通課の補正予算につきましては、左から3列目、補正額の欄のとおり3,392万円の増額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3列目、17億6,604万7,000

円となっております。

補正の内容につきまして、5ページを御覧ください。

(事項) 広域交通ネットワーク推進費の新規事業「トラックドライバー確保・定着支援事業」になります。

6ページを御覧ください。

新規事業「トラックドライバー確保・定着支援事業」について説明いたします。

資料右上にありますとおり、予算額は3,392万円、財源は国庫の重点交付金になります。

事業の目的を御覧ください。

物流は県民生活や本県経済を支える生命線であります。その根幹を支えるトラックドライバーは慢性的に不足しています。このため、トラック運送事業者のドライバー確保・定着に向けた取組を支援し、本県の物流機能の維持を図っていくものであります。

続いて、その下の(1)事業内容を御覧ください。

ドライバーを早期に育成・確保するため、働きやすい職場認証を取得しているなど、労働環境改善に前向きに取り組む事業者を対象に、大きく2つの取組を行います。

まず、①運転免許等取得支援として、従業員が取得するのに多額の費用がかかる大型等の免許や、荷役作業のためのフォークリフトの運転講習に要する経費を定額で補助します。

なお、補助を受けた事業者には補助額以上の金額をドライバーの待遇改善などに活用いただくことで、ドライバー確保・定着の底上げにつなげてまいります。

次に、②の労働環境改善支援として、休憩室などの福利厚生施設の整備やバックモニターの設置など、業務負担軽減のための資機材等の購

入を2分の1以内で支援することで労働環境の改善を図り、ドライバーの定着のほか、職業としての参入障壁を下げることにも併せて取り組みます。

(2) 事業の仕組みですが、①運転免許等取得支援は、トラック協会の上乗せ補助を含むため、トラック協会を介した間接補助としております。

なお、協会に加盟していない事業者分も、同協会を通じて申請・交付を行うこととしております。

②労働環境改善支援は、軽貨物事業者も対象とすることなどから、県による運送事業者への直接補助としております。

(3) 成果指標ですが、ドライバー不足にある県内運送事業者の割合を現状の約70%から全国平均の約60%まで下げることを目指します。

最後に、事業期間ですが、重点交付金を財源としているため、令和7年度の単年度になります。

○松元みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

当課の補正予算につきましては、左から3列目の補正額にありますとおり、2,333万4,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3列目、96億373万8,000円となっております。

補正の内容については、8ページを御覧ください。

(事項) 私学振興費の1、「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」でありますが、具体的な内容につきましては、次の9ページの資料で御説明いたします。

9ページを御覧ください。

予算額は2,333万4,000円で、財源は国の重点交付金です。

事業の目的ですが、光熱費の急激な高騰に直面する私立学校の設置者に対し、その高騰分を補助することにより、円滑な学校運営を支援するものです。

事業の概要の(1)事業内容につきましては、私立学校における令和7年度の光熱費高騰分を補助するもので、対象者は私立の小中高等学校及び専門学校の設置者としております。

④の括弧に記載しているとおり、補助率は10分の10以内としております。

次に、(2)事業の仕組みといたしましては、県から学校設置者へ補助するものです。

次に、(3)成果指標ですが、対象となる55校について、負担軽減が図られることとしております。

最後に、事業の期間は、令和7年度の単年度としております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○今村委員 「トラックドライバー確保・定着支援事業」について、認証を取得している事業者の割合は多いんでしょうか。

○松田総合交通課長 この認証制度でございますが、働きやすい職場認証、Gマーク認定、ホワイト物流の大きく3つでございます。この取得状況でございますけれども、県内のトラック事業者が551社ほどございます。これに対しまして、一部重複はございますけれども、働きやすい職場認証が48社、Gマークが280社、ホワイト物流が18社ということでございます。

○今村委員 今の話で、認証を取得していない事業者が結構多いことが分かったんですが、ドライバー不足解消が目的であれば、この対象を

認証取得している事業者に絞る必要があるので
しょうか。

○松田総合交通課長 この事業でございますけ
れども、運転免許費用の取得ということで補助
するわけでございますが、その主たる目的は、
物流を持続可能なものにしていくということで
ございます。

そのためには、トラック業界が抱えている労
働環境の改善をしっかりと図っていくことが重
要だと考えております。今般、労働環境の改善
には継続的な取組が必要であるという観点で、
このような認証を保有する事業者を補助対象と
し、取り組みたいと思っております。

また、あわせて、現在、認証を取得していな
い事業者の方にも、これを契機に認証を取得し
ていただいて、労働環境の改善に取り組んでい
ただく契機になればと考えております。

○松本委員 関連して質問でございます。

先ほどの説明では、トラック協会に加盟され
ていない事業者も協会を通して申請・交付を行
うという御説明だったかと思います。トラック
協会に加入していない事業者の申請がうまくいく
のか気になったところですが、そのあたりの手
續とか、周知などを含めた取組についてお聞
かせいただけませんでしょうか。

○松田総合交通課長 対象となる事業者への周
知というのは、大変重要な観点だと思っており
ます。トラック協会を通じました協会員以外へ
の支援というのは、これまで物価高騰対策等
で燃料費補助でも行っております。このよ
うなことで、組合員でない方々にも、一定の周
知というノウハウは持ち合わせておりますので、
こういったものをしっかりと使いながら、しっか
りと御利用いただけるように取り組んでまいり
たいと思っております。

○松本委員 ゼひ取組を徹底していただきたい
と思います。

もう1点、確認でございます。

目的の中では、深刻な人材不足という表現が
ある中で、成果指標では、1年間で10%の改善
という割合のようございます。10%という設
定も含めて、もう少し必要ではないかという気
がいたしました。この点について、もう少し詳
しく御説明をお願いしたいと思います。

○松田総合交通課長 この事業につきましては、
国の重点交付金を利用している関係で、単年度
の事業となっております。このため、単年度で
集中的に支援をさせていただくということで、
今般、このような目標を立てさせていただいて
おりますが、こういった事業等を通じまして、
この改善が少しでもつながっていくように取り
組んでまいりたいと思っております。

○松本委員 分かりました。ゼひ、大幅に数値
が達成されるように期待したいと思います。

最後に、労働環境改善支援は施設等の整備を行
う単年度の交付金活用ということでございま
したが、期間などが十分ないと、場合によ
ってはなかなか取り組みづらいという点もあるの
ではないかという気がしました。この点について、
実施期間などの考えを含めて御説明いただけ
ないでしょうか。

○松田総合交通課長 労働環境改善支援につ
きましては、非常に大がかりなものから、先ほど
説明申し上げましたバックモニターのような、
資機材等の導入で終了するものまで幅広く考
えております。

御指摘のとおり、十分な時間が取れればより
一層というところはございますが、現在許され
ている環境の中で様々な取組を支援させていた
だくという趣旨で、幅を広く設けさせていただ

いておりますので、事業者の方にはしっかりと周知して、早めに御対応いただけるように努めてまいりたいと思っております。

○山内委員 資料9ページの「私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業」に関して、もう少し詳しく教えていただきたいと思うんですが、まず、学校の小中高、専門学校が何校ずつなのか教えてください。

○松元みやざき文化振興課長 高校が14、中学校が9、小学校が1、専門学校が31でございます。

○山内委員 高校は14ということですが、広域通信高校も入っているという理解でいいですか。

○松元みやざき文化振興課長 広域通信高校については、この中には含まれておりません。

○山内委員 普通の通信高校は入っているけれども、広域通信高校は入っていないという理解でいいですか。あと、高騰分を補助するということですけれども、何を基準に高騰分と言っているのか、もう少し教えてください。

○松元みやざき文化振興課長 まず、先ほどの通信高校は14の中に入っているところでございます。

金額等の根拠につきましては、まず、令和6年度の平均から令和7年4月の物価が6.5%上昇しています。生徒1人当たりの光熱費実績が令和6年度平均で2万1,594円となっているため、これに先ほどの上昇率を掛けて1,500円を算出しております。

○山内委員 1人当たり上限で、通信制の場合は基本的に学校に通っていないわけですけれども、そこら辺も同じような仕組みでやっているということでいいですか。

○松元みやざき文化振興課長 通信制でも、定期的に学校に赴く現状がございますので、その

あたりにつきましては、この1人当たりの光熱費のところでの算出の基礎としております。

○齊藤副委員長 今の質疑と関連して、生徒1人当たり1,500円補助するということなんですけれども、実際、この高騰した分に対して、学校で使用する光熱費がどれくらい割合的に緩和されるものなんですか。恐らく高騰分全額が、この1,500円でカバーできるわけではないと思います。

○松元みやざき文化振興課長 それぞれの学校でかかる電気代は変動しますので、割合となってくると、一概には何とも言えないんですけれども、学校の納付金の中には、例えば授業料や施設整備費などがございます。学校ごとに光熱費負担分としてどのように徴収しているかは、それぞれで違うといった現状がありますけれども、一定程度はこの1,500円で、少なくとも上昇率の部分は緩和できるものと考えております。

○齊藤副委員長 今の御説明で、せっかく支援するのであれば、最終的にこの事業によって、県内の各私立学校がこのぐらい助かったという結果を把握することも、今後、後々の様々な事業支援につながると思いました。

続いて「トラックドライバー確保・定着支援事業」ですけれども、先日、政審会でお聞きしたところ、免許支援に関しては、70~80名ぐらいを対象に考えているということでしたが、労働環境改善支援の1,000万円は大体何社ぐらいの事業者を想定した予算なのか教えてください。

○松田総合交通課長 労働環境改善支援につきましては、おおむね10事業者を想定して積算しております。

○齊藤副委員長 今、事業の想定が10事業者ということをお聞きして、県内に551社あるから、この事業によって少なくとも10社は環境改善が

図られるので、そこで勤められるドライバーの方たちはすごく喜ばれると思います。これは国からの重点交付金ということなので、ずっと継続していければ551社全てが環境改善ができるんでしょうけれども、そこら辺はこの事業の成果を見てから、また、恐らく協会のほうからこういった事業をまたやってほしいという要望も上がってくるだろうと考えたところです。本県のトラックドライバーの定着支援に関して、今後どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○松田総合交通課長 御指摘のとおり、この事業につきましては1年限りということになりますけれども、これ以外にも様々なトラック協会を通じた啓発事業ですか、様々な支援策を打っているところでございます。こういったところを含めまして、本県の物流の根幹を担っていただくトラックドライバーの確保には、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○外山委員 「トラックドライバー確保・定着支援事業」ですけれども、運転免許取得支援は1人幾らの補助ですか。

○松田総合交通課長 大型免許の場合ですけれども、県の補助としましては、大体取得費用が40万円ほどかかりますが、34万円の補助を予定しております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松元みやざき文化振興課長 地方自治法及び条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について御報告いたします。

令和7年9月県議会定例会提出報告書の15ページを御覧ください。

まず、公益財団法人宮崎県立芸術劇場についてであります。

初めに、令和6年度の事業報告書でありますが、1、事業概要については、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の拠点としてその役割を果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、県民の文化芸術活動に積極的に活用されるよう、管理運営に努めたところであります。

2、事業実績については、(1)の県立芸術劇場の指定管理業務として、施設の供用・維持管理を行い、事業費は1億2,408万円となっております。

貸館業務の入場者数は4,155人ですが、この数は、練習室の使用が令和7年2月から再開したことから、2~3月の2か月間の数となっております。

(2)は、上の(1)以外の業務となります
が、事業費は3億2,589万5,000円となっており
ます。

①宮崎国際音楽祭については、入場者数は1万487人となり、休館に伴う県内各地での広域開催となったことから、前回の第28回と比較し、約6,600人減少しております。

そのほか、②一般公演事業や、③の当法人が
独自に企画・実施する自主企画制作公演事業、
16ページをお願いします。④の舞台芸術の入門
講座などを行う教育普及事業、⑤芸術文化発信
事業について、それぞれ事業実績に記載した内
容を実施しましたが、休館のため県内の文化施
設等に出向き、規模を縮小しての実施となっ
たことから、公演数を増やした③の自主企画制作
公演事業以外は、前年度に比べ入場者数が減少

しております。

次のページ以降の財務諸表は、説明が重複いたしますので、出資法人等経営評価報告書で御説明させていただきます。

145ページを御覧ください。

まず、一番上の概要の中ほど、総出資額は2億1,584万7,000円で、全額県の出資となっております。

その下の枠の中、県関与の状況ですが、人的支援の右側、令和7年度の合計の欄、役員数10人のうち、県退職者は2人で、うち常勤が1人、非常勤が1人であります。合計の一番下、職員数24人のうち、県からの派遣職員は1人、県退職者は1人となっております。

その下の財政支出等につきましては、令和6年度は県委託料が5億717万3,000円で、その内容は、さらにその下の主な県財政支出の内容を御覧ください。

①～③は、一番右側の種別にありますようにいずれも指定管理料であり、①は県立芸術劇場の管理運営業務、②は国際音楽祭の開催・準備事業、③は劇場が主催する舞台公演などの県民文化振興事業となっております。

④は、令和7年度に実施する第30回宮崎国際音楽祭及び県立芸術劇場開館30周年の記念事業、⑤は県立芸術劇場の施設や設備の改修を行ったもので、カフェ区画の整備につきましては、今年度も引き続き行うこととしております。

一番下の活動指標ですが、①の劇場稼働率については、3月のリニューアルオープン記念式典の日のみが開館日であったことから、100%となっております。

②主催公演の入場者率、③友の会会員数は、いずれも前年度の実績値は上回りましたが、大規模改修工事に伴う休館の影響もあり目標値を

下回っております。

次の146ページを御覧ください。

財務状況でありますが、まず、左側の正味財産増減計算書の令和6年度の列を御覧ください。

経常収益は5億7,545万円、その下の経常費用は5億9,278万5,000円で、当期経常増減額は1,733万5,000円の赤字となっております。

主な理由といたしましては、大規模改修工事による令和5年8月からの休館以降は、全ての公演事業を県内のほかの文化施設等で実施しましたが、それぞれ各施設に応じた入場料したことや客席数が少ないとから、入場料収入が大きく減少したことによるものであります。

その下、下から5番目になりますが、一般正味財産期末残高は1億4,784万7,000円、下から2段目、指定正味財産期末残高は2億1,584万7,000円となっており、これらを合わせて、一番下の正味財産期末残高は、3億6,369万4,000円となっております。

続きまして、右側の貸借対照表の令和6年度の列を御覧ください。

資産は5億823万2,000円、3つ下の負債は1億4,453万8,000円、資産から負債を差し引いた正味財産は、3億6,369万4,000円であります。

その下の囲みにある財務指標ですが、①管理費比率は、目標値の51%に対して実績値は61.7%、②の入場料収入比率は、目標値の36%に対して、実績値は9.3%となっており、いずれも目標値の達成はしておりませんが、特に、②の入場料収入比率については、先ほども御説明しましたとおり、劇場以外の施設で事業を実施したことによるものであります。

一番下の囲みの総合評価の欄の右側、県の評価についてであります。

令和6年度は大規模改修工事に伴う休館の影

響を受けながらも、計画していた自主事業は全て実施することができており、活動指標は、劇場稼働率を除き、いずれの項目も目標値には届かなかつたものの、県内各地で公演を実施することで、これまで劇場に足を運ぶ機会の少なかつた県民に対しても、舞台芸術を楽しむ機会を提供することができたものと考えております。

財務指標については、自主事業の公演を全て予定どおり実施しましたが、休館の影響で特に入場料収入については大きく減少しております。今後も収支バランスを適正に保ち、公益性の高い事業を実施していく必要があると考えております。

なお、組織運営については、適正に行われております。このため、下の評価につきましては、活動内容がB、財務内容がC、組織運営はAとしたところであります。

戻っていただきまして20ページを御覧ください。

令和7年度の事業計画についてであります。

1の基本方針のとおり、今後とも、県民の文化芸術活動の拠点として多様な文化事業を企画・実施することとしておりますが、大規模改修工事完了後は、県民が積極的に創作・発表活動の場として利用できるよう、適切な管理運営を行ってまいります。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場については、以上であります。

続きまして、143ページを御覧ください。

公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況であります。

総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額が1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

設立目的については、県内の私立学校が相互

に連携・協調して私立学校教育の充実・振興を図るための事業を行い、本県教育文化の高揚に資することとしております。

次に、県関与の状況であります。

まず、人的支援につきましては、右側の令和7年度の欄になりますが、役員数11人のうち、県職員は非常勤が1人、県退職者は常勤が1人、また職員数は6人で、このうち5人がプロパー職員であります。

財政支出等については、令和6年度は県補助金が8,814万7,000円となっております。

内容としましては、その下の欄にありますとおり、①の私立学校教職員等の退職手当資金の基金造成に対する補助金、②の私立学校の設置者及び教職員の資質向上のための研修事業に対する補助金であります。

その下、実施事業でありますが、①教育研修事業をはじめ、②魅力ある学校づくり事業として、各学校が行う外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成などを行っております。

一番下の活動指標につきましては、①研修参加者満足度が実績値99.2%、②魅力ある学校づくり助成利用件数が実績値17件で、いずれも目標値を上回っております。

次に、144ページを御覧ください。

財務状況については、まず、左側の正味財産増減計算書の令和6年度でありますと、経常収益は7億308万6,000円で、これは私立学校教職員の退職金のための学校法人からの負担金が主なものであります。

その下の経常費用は7億218万1,000円で、これは退職金の支出が主なものであり、当期経常増減額は90万5,000円であります。

経常外の収益・費用はございませんので、下から5つ目的一般正味財産期末残高は、2,046

万5,000円となります。

次に、右側の貸借対照表の令和6年度を御覧ください。

一番上の資産は59億9,502万7,000円で、主なものは教職員の退職金の基金であります。

負債は55億4,872万4,000円で、資産から負債を差し引いた正味財産は4億4,630万3,000円となっております。

次に、その下の財務指標ですが、①自己収入比率は実績値10.2%で、前年度を上回り、また、②の管理費額は実績値2,546万円で、いずれも目標を達成しております。

最後に、総合評価の右側、県の評価についてであります。

活動内容については、学校設置者のニーズに沿った研修を実施しており、参加者の満足度は高いものの、例年同様の研修も多く、今後は新たなニーズの把握や社会情勢の変化に則した研修の実施に努める必要があるものと考えております。

財務内容についても目標値を達成しており、一定の評価ができるものの、職員の減少による影響が大きく、引き続き安定的な事業運営に向けて努力していただく必要があるものと考えております。よって、評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営のいずれもBとしたところであります。

○濱川中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課から、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（令和6年度）について御説明いたします。

報告内容は、別冊資料としてお配りしています令和7年9月県議会定例会提出報告書に記載しているところですが、分野が多岐にわたり、分量も多いことから、主な内容について委員会

資料で説明させていただきます。

委員会資料の10ページを御覧ください。

令和5年6月に改定した現計画は、令和5～8年度の4年間を計画期間として各種施策を展開しているところですが、今回の報告は、令和6年度に取り組んだ施策について、中山間地域振興条例の規定に基づき報告するものであります。

目指す将来像につきましては、ページ中ほどの（1）に記載のとおり、「人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」、「生活」、「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域」としております。

資料11ページを御覧ください。

（3）重点施策につきまして、「ひと」「生活」「しごと」の3つを施策の柱としており、「ひと」については、移住など人を呼び込む施策など、「生活」については、集落や地域における日常生活維持に必要な取組や、くらしのゆたかさを継承する取組、「しごと」については、担い手確保や稼ぐ力の向上などに取り組むこととしております。

資料の12ページを御覧ください。

ここからが、令和6年度に取り組んだ主な施策の抜粋と目標指標の達成状況となります。

まず、1つ目の柱「ひと」についてであります。

（1）戦略的な移住・定住の促進につきましては、全国4か所の「宮崎ひなた暮らしU.I.Jターンセンター」における相談対応のほか、移住セミナーを開催したり、また、ふるさと宮崎人材バンクを活用した県内企業と求職者とのマ

ッティング機会の提供などによるU I Jターン就職の支援、移住者向け空き家利活用促進に向け、講演会の実施や市町村に対するアドバイザー派遣を行いました。

(2) 地域を担う次世代の育成につきましては、高校生を主な対象とした就職総合情報サイトにおきまして、県内企業情報や県内高校出身の若手職員インタビューを掲載したほか、県内企業を紹介する冊子を県内全ての高校に配布し、県内企業の魅力発信を行いました。

それから、宮崎ひなた集落研修交流会を開催し、中山間地域の集落間のネットワーク構築を図り、住民主体の意欲的な集落活動促進を図りました。

13ページを御覧ください。

(3) 外部人材の活力の取り込みにつきましては、中山間盛り上げ隊として、中山間地域の集落にボランティアを派遣し、集落支援を通じた交流を実施しましたほか、地域おこし協力隊につきましては、協力隊員や市町村担当者向けの研修会の開催や、現役隊員の活動内容等についての情報発信を行いました。

(4) さらなる関係人口の創出・拡大につきましては、みやざきワーケーション推進協議会の会員を対象に、研究会の開催や都市部の企業・個人と市町村とのマッチングを実施し、ワーケーションの取組を推進しました。

また、関係人口を創出し、将来的な移住につなげてもらうため、移住PR動画を作成するとともに、東京など3か所で、みやざきファン交流会を開催しました。

14ページを御覧ください。

1つ目の柱「ひと」に関連する目標指標の達成状況ですが、記載のとおりとなります。

表の左から2つ目の欄、設定エリアにローマ

数字の記載がありますが、表の下の欄外に記載のとおり、Iが条例上の中山間地域に該当する地域の実績、IIが市町村全域が中山間地域となっている18の市町村の実績、IIIが県内全域の実績をまとめたものとなります。

資料の15ページを御覧ください。

2つ目の柱「生活」についてですが、生活の項目については2つに分けておりまして、その1つ目、I生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」についてであります。

(1) の①日常生活に必要なサービスや機能の提供については、移動スーパー等の導入支援を行う4市町に対し補助を行いました。

②医療・介護・福祉サービスの確保につきましては、僻地診療所の出張診療やドクターへりの運航の実施、オンライン診療の実証実験や自治医科大学卒業医師14名の6市町村への派遣などを実施しました。

16ページを御覧ください。

③生活に必要な交通の確保につきまして、幹線的バス路線等について、広域的コミュニティバス路線の車両小型化による運行の最適化や、みやざきシニアバスといった利用促進策を実施しました。

(2) 地域運営組織の形成促進につきましては、モデル地域において、外部専門家による地域運営組織の形成支援、地域運営組織の形成や運営を担うリーダー群育成の研修会の開催、集落機能の維持強化を図るため、農村型地域運営組織の取組支援を行いました。

(3) 子育て環境の充実につきましては、「ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業」により、中学生・高校生等や若手社会人向けのライフデザインセミナーや、子育て応援フェスティバルを開催し、県民全体で出逢いや子育て

を応援する気運の醸成を図り、（4）防災・減災のための体制づくりにつきましては、防災士の養成や市町村が行う自主防災組織への資機材整備等への財政支援を行いました。

17ページを御覧ください。

「生活」の2つ目、Ⅱくらしのゆたかさの継承についてであります。

（1）多面的機能の維持・保全ですが、災害のおそれのある森林において治山事業の実施、それから、鹿の生息域の拡大が懸念されている県南地域や日之影延岡地域において、関係機関と連携して適切な捕獲を実施しました。

（2）中山間地域の魅力の発信については、世界ブランド活用の取組として、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの現地学習会の開催や周遊スタンプラリー等の実施、世界農業遺産のPR活動や人材育成及び収益力向上に向けた取組の支援などを実施し、交流人口の増加を図りました。

資料の18ページを御覧ください。

「生活」に関する目標指標の達成状況は記載のとおりとなります。

資料の19ページを御覧ください。

最後に、3つ目の柱「しごと」についてであります。

（1）担い手の確保・育成につきましては、農林業への就業希望者に対する相談会や、みやざき林業大学校等における就業に向けた研修の開催、県漁村活性化推進機構を中心とした経営体とのマッチング等の実施や、特定地域づくり事業協同組合設立に向けた取組への補助を実施しました。

（2）中山間地域の特性に合った産業の振興につきましては、集落営農の作業効率化を図るために農業用機械の導入及び中核となる若者の

雇用経費補助等への支援ですか、宮崎県産業振興機構と連携し、宮崎県次世代リーディング企業に対する伴走支援を実施しました。

20ページを御覧ください。

（3）地域資源を生かした稼ぐ力の向上につきましては、みやざきフードビジネス相談ステーションにおいて、フードビジネス関連企業や団体等から寄せられる新商品開発やデザイン、販路開拓等の相談に応じた課題解決の支援や、地域ぐるみの6次産業化に向け専門家の派遣、産地型商社設立や商品開発等の取組を支援しました。

（4）新しい技術や手法の導入につきましては、ICT利活用推進のため、事業者向けセミナー等を開催するとともに、デジタル実装を進める企業への補助や介護分野での業務効率化を図るため、ICTや介護ロボットの導入経費を支援しました。

（5）地域経済循環の促進につきましては、持続可能な畜産経営への転換を図るため、「粗飼料自給率100%『宮崎アクション』実践事業」を推進し、稻わら等の供給や収集の体制整備を支援しました。

21ページにつきましては、「しごと」に関する目標指標の達成状況で、記載のとおりとなります。

最後になりますが、中山間地域におきましては、人口減少対策など様々な課題が依然として存在しております。この計画に基づき、各部局一丸となった施策の展開、県民の中山間地域への理解促進などを図りながら、引き続き、中山間地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑を求めます。

○山内委員 県立芸術劇場のところで、管理費が61.7%と言っているんですけれども、管理費に何が入っているのかを具体的に教えてもらえないでしようか。

○松元みやざき文化振興課長 こちらの管理費につきましては、人件費や修繕費となっております。

○山内委員 物価高による光熱費の高騰などの影響は何かあるんでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 特段そこに特化した影響というのは、県立芸術劇場側からも聞き及んではおりませんが、光熱費に限らず全般的な物価高の影響は受けているものと思われます。

そのため、次回の指定管理期間につきましては、その上昇率も加味した形での指定管理料を積算しているところでございます。

○今村委員 中山間地域計画について、資料14ページの目標指標の達成状況ということで、まず、上から2つ目のふるさとが「好き」だという児童生徒の割合が減ったことと、その2つ下の、自治体施策を通じたワーケーションの受入数が減少しているところですが、これらの要因は何かありますでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 ふるさとが「好き」だという児童生徒の割合につきましては、教育委員会が実施しております「宮崎の教育に関する調査」——県内抽出校の小学校5年生、中学校2年生、それから高校2年生が対象の調査と聞いておりますけれども、このデータに基づいたもので、毎年実施されているものでございます。令和5～6年度にかけて、数値が4ポイント近く低下したことについては、明確な理由は判然としておりません。

数字の補足ということで申し上げますと、小

学校5年生が92.4%、中学校2年生が86.7%ということで、学年が低いほど数値が高いという傾向が例年あるようござります。

それから、ワーケーションにつきましては、ワーケーション自体が、コロナ禍を契機に会社で社員を連れて地域に出向いて会社としての時間も過ごす、余暇も過ごすという形で普及してきたわけなんですけれども、その動向が若干全体的に落ち着きつつある気がします。明確なデータの根拠があるというわけではないのですけれども、個別の市町村を見てみましても、日向市が県内で一番受入数が多いんですけども、そちらも令和4年、令和5年、令和6年と年を経るごとに減少傾向にあったりとか、同じく精力的に取り組んでいただいている高原町においても、やはり減少傾向があるというところで、そういう傾向はあると思っております。

ただ一方で、会社としてではなく、従業員の個人として、休暇型のワーケーションと国交省のほうでは言っておりますけれども、自分の有給休暇を使って仕事をリモートでやって、自分の時間を過ごすという取組をされている方も一定数いらっしゃると思っております。例えば、昨年度から串間市では保育園留学という取組をされているんですけども、保育園に入るお子さんに都会のほうから一定期間、串間市に来ていただいて、お子さんは地元の保育園に預けて、御両親は仕事であったり、レジャーを過ごす、あるいは保育園に預けている時間以外は、家族ぐるみで何かレジャー等をするというスタイルも始まったりしておりますので、そういういった可能性も模索しながら、今後ワーケーションについては取り組んでいきたいと思っております。

○今村委員 あと、その上のマッチングサイトに関してなんですが、目標値と大分差があるん

ですけれども、この対策等は何か考えていらっしゃるんでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 こちらは、中山間盛り上げ隊という形で、中山間地域の集落にボランティアの方を派遣して、地域のお手伝いをするとともに、集落の方と交流していただくという取組をやっているんですけども、コロナ禍以前は比較的活発にこの活動が行われていたんですが、コロナ禍で集落の活動自体が自粛という形で行われることが少なくなって以降、実績が元の数値まで回復していないというのが一つです。

それからもう一つ、この指標のところにマッチングサイトと書いてありますけども、インターネットで集落の方もお手伝いしてほしいという要望を載せて、お手伝いに行く側もインターネットを見て応募する形に令和5年途中から移行したんですけども、その形がまだ十分浸透していない可能性があります。

我々としてもこういう形でやってますよということを市町村の方にお声がけして、ぜひ集落の方々に御案内いただくようお願いしたりとか、あるいは活動いただく方の新規開拓を図るという意味で、いろいろな場所、例えば大学生とかにもお声がけをして取り組んでいるところであります。また今後、新たな観点も入れながら、この分野に工夫して取り組んでいきたいと思っております。

○今村委員 資料15ページのドクターヘリの運航に関してなんですが、全国的に整備士が不足していることが問題になっているんですけども、宮崎県ではどんな感じでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 整備士の方の状況についてまでは、把握ができておりません。申し訳ございません。

○山内委員 資料14ページで関連して、ふるさとが好きだという児童生徒の割合が減っているということでしたが、対象が小学校5年生、中学校2年生で、設定エリアがⅡということなんですけども、対象児童生徒の人数はどれくらいなんでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 申し訳ありません。対象の児童生徒の人数については、手元にデータがございません。

○山内委員 人数が分からないということですが、設定エリアによって大きく変わると思います。設定エリアⅡは、市町村全体が中山間地に指定されている一番狭い範囲ですね。となると、中山間地域の小学校の児童数は学年によって例えば1人だったり、また次の学年は2桁いたりとか、そういう差もあると思います。1人当たりの意見の反映がすごく影響される可能性があるので、1人当たりの重みが変わってきて、この指標はかなりばらつきが出てくるのではないかと思います。

また、項目名としては、宮崎県が好きとかいう項目の中で、なぜ県全体の設定エリアがⅢではないのか気になりました。

○濱川中山間・地域政策課長 今、山内委員の言っていたような要因はあるのかもしれません、その検証というところまでは、この場ではまだお答えできないような状況でございます。

近年のこの数字の推移を見てみると、令和2年度が92.5%、令和3年度が93.7%、令和4年度が93.1%、令和5年度も93.1%、最新の令和6年度が89.4%ということで差がありますので、委員のおっしゃった仮説も含めて、担当課にも確認を試みたいと思っております。

それから、なぜエリアがⅢではないのかについては、この指標自体がなるべく中山間地域に

ターゲットを絞れるものであれば、設定エリアをできればⅠにしたい、それがかなわない場合にⅡ、それもかなわない場合にⅢというような形で考えておりますので、これは市町村単位では集計ができる指標だということで、Ⅱとしているところでございます。

○松本委員 私学振興会について、資料143ページで県の補助金が8,000万円程度で出ていて基金造成にかかっているということでありましたけれども、これは基準があつてこの金額が積算されているのか御説明をお願いいたします。

○松元みやざき文化振興課長 退職金基金につきましては、目標といたしまして、教職員が仮に全員退職したと想定した場合でも払える金額を責任準備金という形で、全国私学退職金団体連合会から示されております。これを基に算出しておりまして、その分を県からも補助しているという状況でございます。

○松本委員 それでいったときに、貸借対照表では60億円ほどの固定資産があるようですが、県としてはどれくらいまで見込んでいく考えで、全国のほうとの協議をされているのか、お分かりでしたら教えていただけませんか。

○松元みやざき文化振興課長 こちらの退職金基金につきましては、教職員全員が退職しても大丈夫という想定での金額を積み上げておりますし、県といたしましては、その金額に対しての定額補助を行っておりますし、私学振興会全体として目標値があるというわけではございません。

○松本委員 基金の助成額として、常にここに8,000万円の額が出ていっているわけですので、ある一定の目標額の設定が必要ではないかという気がいたしましたが、宮崎県だけではないと思いますけれども、支出の方法としては、その

あたりのところはしっかりと定めておくべきだと思いますが何か見解がございますか。

○松元みやざき文化振興課長 退職金基金事業につきましては、基本的に全員退職しても退職金が行き渡るという形での数字を目標にしておりまして、それを調整しながら補助の額を決めているという状況でございます。

その年によって教職員の数は変動がありますので、目標値は特段設定しておりません。

○松本委員 60億円弱の金額があれば全員退職されても足りる額と理解することでいいんですか。

○松元みやざき文化振興課長 仮に全員退職しても、教職員皆さんには退職金が行き渡るという金額でございます。

○松本委員 とはいって、貸借対照表の数字的に令和4～6年度が、およそ60億円弱で推移しているのを考えたときには、これを維持するためには今後も8,000万円程度の補助は必要だということでおろしいんですか。

○松元みやざき文化振興課長 今後もこの金額につきましては維持していく形となります。

○山内委員 中山間地域振興計画について、子育て環境の充実という施策があるわけですが、それでも、その中身を見ると、出会いというのも入ってきてます。子育て環境の充実に対する成果指標を出さないといけないと思うんですけども、これはどのようにはかっているんでしょうか。

例えば、先ほどは、地域を担う次世代の育成という主な施策があつて、それをはかるものとして宮崎が好きという形で関連していると思うんです。そういった場合に、子育て環境の充実という施策をやっていくって、それがどれくらい目標を達成できたのかを計る指標はどれになっ

ているんでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 資料18ページに掲載している生活分野の成果指標で申しますと、こども家庭センターを設置した市町村の数が該当いたします。

○山内委員 こども家庭センターが設置されれば、それは子育て環境が充実したと言えるのかどうかです。そこはどうなっているのか疑問に思っているので、教えてもらえるとありがたいです。

○濱川中山間・地域政策課長 子育て環境の充実といつても子供の年齢もいろいろあるでしょうし、その成果指標をはかるというのは、様々な観点からはかっていかないといけないと思います。ここの計画の中で設定させていただいた指標については、こども家庭センターとのみで設定させていただいているんですけれども、それ以外の面での状況というものについても、把握していくべきだとは考えておりますので、関係部局と連携して、その点は取り組んでいきたいと思っております。

○山内委員 今の時代、子育て環境の充実といったら、よく無償化と言われますけれども、例えば学校での給食費の無償化、医療費の無償化など家庭に直接的に行うということがよく言われると思うんです。こども家庭センターを設置したからというのは、多分、一般的に、子育てがやりやすい環境という認識は誰もないと思うので、その辺は検討が必要ではないのか考えてもらえたと思ったところです。

○濱川中山間・地域政策課長 大切な御指摘だと思います。今回の計画は、この指標はもう変えることはできないのですけれども、また次の計画ですとか、あるいは計画途中の段階でのそういうたった現在の状況の把握という意味で、今

の御指摘を踏まえて進めていきたいと思っております。

○齊藤副委員長 関連で、資料11ページのところなんですかとも、改めて、宮崎市に住む宮崎県民の一人として、本県の中山間地域がやはり広いと認識したんですけれども、本県の面積に占める中山間地域の面積の割合と、本県の人口に占める中山間地域に居住されている県民の割合を教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 中山間地域は、県土面積のおよそ9割を占めています。人口については、この計画策定時点では、約4割の県民が暮らすとしておりましたけれども、人口減少が続いておりますので、現在は若干それより低い状況になっていると思います。

○齊藤副委員長 重点施策を「ひと」「生活」「しごと」とくくっているんですけれども、これは本県独自なのか、それとも国が示したものなのか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 これについては、本県独自の視点でございます。

○齊藤副委員長 資料15ページに4市町に移動スーパー等の導入経費の補助を行ったとあったんですけれども、当委員会の県北調査で、木城町の中之又地区に行ったときに、買物をどうされているのかと聞いたら、やっぱり移動スーパーが週に1回だったと思うんですけれども、月に1回だったかな。恐らく、それがこの導入経費かと思うんですけれども、この4つの市町がどこなのかと、具体的に経費の補助というのはどういった形でされているのか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 令和6年度に支援しました4件につきましては、まず、移動スーパーがこのうち3件でして、綾町と日南市

と串間市でそれぞれ1台ずつという形でございます。

もう1件については移動スーパーではなく、地域の集落の買物ができる場所であるよろず屋型の店舗を整備するものについても対象としておりまして、これについては、延岡市の島野浦にある店舗の多角化等の支援を行いました。

これにつきましては、直接移動スーパーを通される事業者に対しては市町村が支援されるんですけれども、市町村が補助する額の3分の2以内、または100万円のいずれか低い額で、かつ対象経費の3分の1以内に収まっていることを条件に補助しております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は終了後にお願いします。

○中村総合政策課長 委員会資料の22ページを御覧ください。

「『宮崎県総合計画2023』アクションプラン」の政策評価結果について御報告いたします。

まず、1、趣旨等でございますが、県総合計画アクションプランに掲げる5つのプログラムについて、①と②に記載の観点から、令和6年度の取組に係る評価を実施したところであります。

次に、2、評価方法ですが、評価は2段階に分けて実施しており、（1）の内部評価は、府内各担当部局において指標の目安値に対する達成状況について定量的に評価を行ったものであります。

（2）外部評価は、総合計画審議会において、（1）の内部評価を参考に、社会情勢による影響等も勘案して評価をいただいたものであります。

す。

なお、評価結果につきましては、7月3日、8月7日の2回の審議会における委員の皆様の議論を経て、8月21日に知事へ答申が行われております。

続きまして、23ページを御覧ください。

次に、3、評価結果ですが、令和6年度の取組に対する外部評価は、右の太枠囲みに記載のとおり、5つのプログラムのうちB評価が3つ、C評価が2つとなりました。それぞれさらなる取組の強化を要する課題はあるものの、全体としては一定の成果が出ているとの評価をいただいたところであります。

24ページを御覧ください。

各プログラムの評価結果の概要でございます。

まず、プログラムI「コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生」につきましては、Bと評価されましたが、左下、赤線囲みに記載のとおり、地域医療・福祉の充実や困難を抱える人への支援については、取組をより一層強化する必要があるとの評価も受けております。

右下、総括といたしまして、観光業などの社会経済活動は回復している一方で、医療・福祉の人材確保につきましては厳しい状況が続いており、今後は、地域における医療・介護提供体制の充実や人材の確保・育成対策のさらなる強化、「観光みやざき」の魅力発信や外国人観光客の誘致強化が求められるとの評価をいただいたところであります。

続いて、25ページを御覧ください。

次に、プログラムII「希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり」につきましては、Bと評価され、右下、総括といたしまして、プログラム全体として一定の成果が認められ、今後は、バスや鉄道など地域交通網の維持・充実を図る

ことや、災害に強い県づくりに向け、ハード・ソフト両面からの取組をさらに強化することが求められるとの評価をいただいたところあります。

26ページを御覧ください。

次に、プログラムのⅢ「『みやざき』の未来を創る人材の育成・活躍」については、Cと評価され、右下、総括といたしまして、プログラム全体としては改善が認められるものの、少子化対策や教育、人権尊重で不十分な項目が見受けられ、今後は、出生数等の回復や、学力・人権意識の向上などの課題への対応が求められるとの評価をいただいたところあります。

27ページを御覧ください。

次に、プログラムのⅣ「社会減ゼロへの挑戦」については、Cと評価され、右下、総括といたしまして、プログラム全体としては改善が認められるものの、これからも住み続けたいと思う人の割合や犯罪防止・交通安全などで不十分な項目が見受けられる。今後は、若者・女性の県内就業・定着の促進や、持続可能な地域づくりに向けた取組のさらなる充実が求められるとの評価をいただいたところあります。

28ページを御覧ください。

最後に、プログラムのⅤ「力強い産業の創出・地域経済の活性化」については、Bと評価され、右下、総括といたしまして、プログラム全体として一定の成果が認められ、今後は、外国人材も含めた産業人材・担い手の確保やデジタル人材の育成、半導体産業など、新たな成長産業・企業の育成や海外展開の支援等により、本県経済のさらなる活性化を図る必要があるとの評価をいただいたところあります。

なお、評価結果の詳細につきましては、別冊資料1として配付しております審議会の評価報

告書を御参照いただければと思います。

この評価結果や審議会委員からいただきました御意見につきましては全庁で共有し、今後の施策推進にしっかりと生かしてまいりたいと思います。

○松田総合交通課長 新幹線整備に係る経済波及効果調査について報告をいたしますが、初めに、別冊の資料に新幹線の調査報告書について差し替えが生じておりますので、御説明させていただきます。

机上に配付しております資料2の差し替え版20ページを御覧ください。

説明文の一番下に、九州外からの入込客純増率の記載がございます。これにつきまして、事前にお配りしておりました資料では、過去開業事例の中央値を使用となっていましたが、正しくは、この資料に記載のとおり、過去開業事例の第1四分位数がありました。

なお、こちらは誤植でございまして、各種試算結果への影響はございません。おわびして訂正申し上げます。

それでは、改めまして、常任委員会資料にお戻りいただければと思います。

委員会資料29ページを御覧ください。

初めに、1、調査の目的等であります。

本調査は、新幹線整備に伴う本県への経済波及効果を定量的に把握し、広く県民に周知することにより、新幹線整備に向けた議論の活性化や機運醸成を図るため、実施したものであります。

なお、この調査は、県が事務局となっている宮崎県鉄道整備促進期成同盟会において実施しております。

昨年度調査を行ったルートのうち、ページ右側にございます鹿児島中央先行ルートを含む日

豊本線ルートと新八代ルートの2ルートについて調査を行っております。

なお、今回の調査は、昨年度と同様、県内における機運醸成を目的としたものであり、各ルートの優劣などを判断し、特定のルートを選定するものではありません。

今回の調査に当たりましては、昨年度実施したルート調査で算定した整備費用や所要時間等を用いておりますので、まずは昨年度のルート調査の概要について改めて説明させていただきます。

まず、ページの中段の（1）概算事業費であります。

日豊本線ルートは総延長379キロメートルで、整備費用は3兆8,068億円となっております。

総延長のうち県内分は約39%でありますので、この割合から推計しますと、両括弧内に記載しておりますとおり、県内の延長は148キロメートル、整備費用は1兆4,847億円と見込まれます。

同様に、新八代ルートは総延長141キロメートルで、整備費用は1兆4,978億円となっており、総延長に占める本県の割合である約65%から推計しますと、括弧内のとおり、県内の延長は92キロメートル、整備費用は9,736億円と見込まれます。

次に、（2）時間短縮効果ですが、九州経済の中心である福岡市や本州のアクセスにおいて要衝となる北九州市と県内3市との所要時間は、いずれも大きな短縮が見込まれております。

続いて、30ページを御覧ください。

今回の調査結果の概要について説明させていただきます。

3、経済波及効果調査の対象にございますように、本調査では、整備着工から開業までの整

備による経済波及効果と、開業後の入込客の増加に伴う開業による経済波及効果の2つに分けて算定を行っております。

経済波及効果は、4、経済波及効果のイメージにございますとおり、ある経済活動が直接的な取引先だけではなく、その先の関連産業など、地域全体に連鎖的に影響を与えることで発生する経済全体への効果となります。

本調査では、本県の産業連関表を用いまして、県内で新規に発生する最終需要である直接効果、直接効果で必要とされる原材料の生産増加等によって発生する第1次間接効果、直接効果と第1次間接効果によって増加した雇用者所得のうち、新たに消費に回されることによって発生する第2次間接効果から経済波及効果を算定しております。

31ページを御覧ください。

まず、5、新幹線の施設整備による経済波及効果であります。

算定の前提としまして、29ページで御説明しました昨年度のルート調査で算定した2024年度時点の整備費用を基に、用地取得費を除いた本県分の整備費用を直接効果とみなして算定しております。

下の表を御覧ください。

算定結果ですが、本県分の直接効果として、概算で、日豊本線ルートでは1兆2,773億円、新八代ルートでは8,217億円の需要が新たに創出され、経済波及効果は、第1次、第2次の間接効果を含めた全体で、赤枠囲いのとおり、日豊本線ルートは2兆4,441億円、新八代ルートでは1兆5,723億円と試算をしております。いずれも、直接効果に対して約1.9倍の効果となっております。

32ページを御覧ください。

次に、6、開業に伴う入込客の増加による経済波及効果であります。

初めに、(1)で、開業に伴いどの程度の入込客が純増となるかを算定しております。

算定の前提としまして、本県への入込客数の実績や開業後の時間短縮率、北海道新幹線や北陸新幹線などの新幹線開業前後の入込客の増加実績を踏まえ、推計を行っております。

算定結果ですが、本県への入込客数をコロナ禍前の2018年度を基に推計しますと、年間で、日豊本線ルートでは、宿泊で約40万人、日帰りで約89万人、合計約128万人の純増が見込まれております。新八代ルートでは、宿泊で約27万人、日帰りで約58万人、合計約85万人の純増が見込まれます。

33ページを御覧ください。

(2) 開業による経済波及効果であります。

算定の前提としまして、先ほど説明しました入込客の純増数に、本県入込客の日帰り・宿泊の各消費単価を乗じた額を最終需要とし、それを基に直接効果を算定しております。

なお、開業に当たりましては、駅周辺の再開発など民間資本による新たな投資も期待されるところでありますが、現時点では本県における投資の増加を定量的に推計することが困難でありますので、純増する入込客による消費額の増加のみを対象としております。

算定結果ですが、開業に伴う入込客の増加によって、年間で日豊本線ルートは155億円、新八代ルートは105億円の需要が新たに創出され、経済波及効果は第1次、第2次の間接効果を含めた全体で赤枠囲いのとおり、日豊本線ルートは年間234億円、新八代ルートは159億円と試算しております。

いずれも直接効果に対しまして約1.5倍の効

果となっております。

なお、参考といたしまして、資料中段に、他の地域における新幹線開業に伴う経済波及効果を掲載しております。

単純比較は難しいところですが、今回の調査結果では、日豊本線ルートが北陸新幹線敦賀延伸と西九州新幹線の間、新八代ルートが西九州新幹線と北海道新幹線の間との算定結果となっております。

最後になりますが、今回の調査結果は、昨年度のルート調査と併せて、シンポジウムの開催等を通じて県民の皆様への周知を図り、引き続き本県の新幹線整備に向けた議論の活性化や機運醸成を図ってまいります。

調査の詳細につきましては、先ほどの資料2を御参照いただければと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 委員会資料の34ページを御覧ください。

「宮崎県山村振興基本方針の改定」について御説明いたします。

山村振興法という法律に基づき、県では「宮崎県山村振興基本方針」を定めておりますが、今回この法律が改正されたことに伴い、方針を改定するものです。

山村振興法は、山村地域の振興を図ることで、地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に、時限立法として制定された法律です。

初めに、この法律の対象となる地域について御説明いたしますので、35ページを御覧ください。

ページ中ほどの参考1、対象地域と書いてあるところであります。

この山村振興法が対象とする地域を「振興山村」と呼んでおりますが、県内では16市町村が

対象地域として国から指定されております。

内訳としましては、下の表に記載のとおり、全ての区域が振興山村である町村が、綾町のほか7町村、振興山村が一部含まれている市町が、都城市ほか7市町となっております。

それでは、委員会資料の34ページにお戻りください。

1、改定の趣旨であります。

1つ目のポツにありますように、令和7年3月に山村振興法が改正され、法期限が令和7年3月31日から令和17年3月31日まで10年間延長されたことに伴い、宮崎県山村振興基本方針の改定を行うものです。

現在の宮崎県山村振興基本方針は、平成28年3月に策定したものであり、策定から10年が経過する中で、振興山村を取り巻く情勢は変化していることから、2つ目のポツにありますように、策定に当たってはこれらの現状を踏まえつつ、「宮崎県総合計画」や「宮崎県中山間地域振興計画」等と整合を図ることとしております。

なお、方針の期間は、令和7年度からおおむね10年間としております。

3つ目のポツにありますように、県が定める本方針に基づき、先ほど御説明しました振興山村として指定されている16の市町村が、「山村振興計画」を定めることで、「山村活性化支援交付金」を中心とした各種支援措置の対象となるものであります。

次に、2、法改正の主な概要であります。

今回、法期限以外で法律が改正された点がありますので、その概要を御説明します。

1つ目のポツにありますように、法の目的に「山村の自立的かつ持続的な発展」や「地域の特性を生かした産業の成長発展」などの文言が

追加されたほか、上から3つ目のポツにありますように、都道府県の責務に「市町村相互間の広域的な連携の確保」や「情報提供等の援助」の努力が追加されているところであります。

次に、35ページを御覧ください。

3、今後のスケジュールでありますが、11月の常任委員会で方針素案の報告を行い、12月中旬をめどにパブリックコメントを実施予定としております。

その後、来年2月の常任委員会で御報告の上、3月以降に、県の方針、新たな方針に基づく市町村計画を国に提出する予定としております。

36ページに方針の概要を記載しております。

○森山生活・協働・男女参画課長 委員会資料37ページを御覧ください。

宮崎県消費者基本計画の骨子案について説明いたします。

まず、1、計画策定の趣旨ですが、県では平成27年に宮崎県消費者教育推進計画を策定し、消費者の教育をはじめとする各種施策に取り組んでおりますが、近年、消費者をめぐる社会経済情勢の変化に伴い、消費者トラブルが複雑化、多様化してきております。

また、国におきましても、「地方消費者行政強化作戦2020」で、地方版消費者基本計画の策定を政策目標の1つとして掲げ、直近の消費者基本計画でも、地方消費者行政の推進を計画ポイントの1つとしているところでございます。

このような状況を踏まえ、今回、消費者教育推進計画を継承・包みました宮崎県消費者基本計画を新たに作成するものでございます。

2、計画の位置づけですが、「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づく、県の消費者政策に関する基本的な計画となりま

すと同時に、消費者教育の推進に関する法律に基づく県消費者教育推進計画を兼ねるものでございます。

3、計画の期間は、令和8～12年度の5年間となります。

38ページを御覧ください。

骨子案について説明いたします。

まず、第1章「計画の基本的な考え方」で、計画策定の趣旨や位置づけ、期間について記載いたします。

次に、第2章「消費生活を取り巻く現状と課題」です。

まず、現状についてですが、（1）で高齢化の進行や成年年齢の引下げ、デジタル化の推進や電子商取引の拡大などの消費者を取り巻く環境について、（2）の本県における消費生活の現状では、相談件数や年代別の状況について、

（3）消費生活に関する県民の意識では、トラブルにあった県民の割合やトラブルの傾向などについて、様々な角度から記載してまいります。

次に、今後取り組むべき主な課題ですが、現状を踏まえて、消費者トラブルの未然防止、相談体制の充実強化、見守り体制の構築、消費者教育の推進、消費者教育の担い手確保など、課題解決の必要性について記載していくこととしております。

39ページを御覧ください。

第2章を踏まえ、第3章では「消費者施策の方向性と展開」について記載いたします。

本計画では、基本理念に「消費者の権利の尊重及び消費者の自立支援」を掲げ、「県民が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会」を目指す姿とし、3つの基本方針を立てて施策を推進していくこととしております。

まず、基本方針1「安全で安心な消費生活の

確保」では、商品・サービスの安全性や適正な取引の確保、法令に基づく事業者の指導を強化することに加え、特に配慮を要する消費者への見守り活動を推進することを記載していくこととしております。

次に、基本方針2「消費者被害の防止と救済」では、複雑化・多様化する相談内容や消費生活のデジタル化の進展等に対応していくために、県消費生活センターが中核センターとして相談体制を強化するとともに、住民にとって身近な相談窓口であります市町村相談体制の充実強化を支援していくことで、県全体の相談体制の充実を図っていくことについて記載してまいります。

右側の基本方針3「自ら考え行動する消費者の育成」では、ライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、消費者教育を担う担い手の育成を図ること、また、持続可能な社会の実現に向けて、人や環境に配慮した消費行動の推進について記載していくこととしております。

この基本方針3は、現行の「宮崎県消費者教育推進計画」をベースに組み立ててまいります。

最後に、第4章では、推進体制と進行管理、評価指標の設定について記載してまいります。

本計画は、国や他の都道府県、市町村、関係団体、府内各部局、警察、教育委員会等と密接な連携の下、推進していく予定でございます。

また、計画の進行管理につきましては、毎年度、宮崎県消費生活対策審議会に報告し、県のホームページにおいて公表し、着実な進行管理を行ってまいります。

なお、成果指標につきましては、基本方針に沿って指標を設定する方向で検討しているところでございます。

40ページを御覧ください。

4、策定のスケジュールでございます。

今後、骨子及び素案につきまして、審議会や市町村・関係機関への意見聴取、パブリックコメントの実施を予定しております。

当委員会にも随時御報告し、御意見等をお伺いしながら、今年度中に策定・公表したいと考えております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しましたが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。

その他報告事項の質疑につきましては、本日の午後1時10分から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 御異議ございませんので、委員会は午後1時10分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時6分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終わりましたので、その他報告事項について質疑はありませんか。

○山内委員 宮崎県山村振興基本方針の改定についてですが、これから策定していくって、3月に出てくることになっていますけれども、キーワードとしては、今後、二地域居住というところが、大きくなっていくと思いますけれども、県としてもこれから方針を作っていくので、何か考えがあるんでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 二地域居住については、この山村振興だけの観点ではなくて、県への移住・定住促進の新たな分野で注力していく必要があると思っております。

現在は、移住相談会等をやっておりますけれども、完全移住を考えている方ではなくて、二地域居住を考えている方も相談にお越しくださいという形で、相談会等も開催したいと思っております。さらに言えば、二地域居住も含む関係人口の拡大といったような視点で、地方創生2.0においても関係人口というキーワードが頻出しておりますので、人口がなかなか増えない中で、限られた人材というリソースを、自分の住所地、それから住所地以外の場所でも発揮していただいて、お互いにWIN-WINになれるような関係を築く、1つの有効なメソッドではないかと思いますので、そういう観点は県としても意識を重く持ちながら取り組みたいと思います。

○松本委員 同じく、山村振興基本方針の改定ですけれども、以前、説明していただいて、追加項目なども御説明がありましたが、資料36ページに出てきた方針の概要の中のそれぞれの施策は、これまでのものから大きく変わったものであるとか、具体的に追加されたものがあれば教えてください。あわせて、重点的に出てくるものなどがありましたら教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 今回の改正においては、二地域居住をはじめとした交流であるとか、幾つか重要な観点が含まれております。

重要な観点が、結構多岐に及んでおりまして、地域旅客運送サービスの持続的な提供の確保、就業の促進、防災に関する施策の推進、感染症発生時における住民生活への安定等、保健・医療サービス・介護サービス・保育サービスの住

民負担の軽減、移住等の促進に関する生活環境の整備、それから地域社会の担い手となる人材の育成、関係者間の連携ですとか、そういういた諸々の観点が加わって、資料36ページの①～⑯の中に盛り込むという形になっております。

○松本委員 これと、今後のスケジュールの面を見てみると、県の作業と並行して、市町村も3月には計画を国へ提出となっておりますけれども、この辺りの市町村と県との連携や整合性を図っていく点についてのスケジュールの部分がお分かりでしたら、詳しく御説明いただけないでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 国のほうから、県における方針をつくるに当たっての、山村振興基本方針書——こういう形で方針をつくってくださいというようなものが、しばらく前にまいりましたので、それを踏まえて我々でつくるとともに、それを市町村と共有しながら取り組んでいきたいと思っております。

次の11月定例会の常任委員会の中では、素案を報告できればと思います。そして、パブリックコメントを実施できればと思いますが、この段階で市町村に素案の内容を共有して、それぞれ計画を進めていただきて、市町村のほうでも計画をつくっていただくような形にできればと思っております。

○松本委員 最初にお聞きした振興施策等が、また新たなものとか、重点のものが出てくるとなつたときに、市町村もそれなりに作業等が出てくるため、県との整合性を図りながらというところが出てきますので、ぜひとも丁寧な説明等をお願いしたいと思います。また、時間的なもの、市町村も議会等の関係も出てくると思いますので、その辺りを十分に図っていただいた上で、すばらしい計画に向けていただきたいと

いうことをお願いしておきたいと思います。

○今村委員 資料26ページ「宮崎県総合計画2023」アクションプランのプログラムⅢについて、人権の部分なんですかけれども、別紙のほうで46.1%と、令和5年度、令和6年度、変わっていないような状況になっています。

人権は特に大事な部分と考えています。研修とか啓発活動をされているということですけれども、成果としては、なかなかこの1年間で伸びていない状況だと思います。さらなる取組ということで書かれてあるんですが、新たな取組について何か考えているところはございますでしょうか。

○中村総合政策課長 この人権の問題に関しては、女性の方々に選んでいただく地域になるために、誰にとっても住みやすい宮崎を作っていく上で、今後非常に重要な観点だと思っております。

今回、人権が尊重されていると思う人の割合は、前回から横ばいということになっていたんですけども、その中で実際に意識調査の内容等を見ますと、これは一部かもしれません、本県は男尊女卑の考え方方が根強いであるとか、ハラスメントの問題、それから特に40代とか50代、高齢の方になってきますと、独身であることに対しても非難されることがあるというような御指摘がございます。

そういう意味で、この人権という捉え方が、非常に幅広くなってきていると想えていまして、その中でも特に、昨今、性別の役割の固定化に対する御指摘もございます。

そういういたところも含めて、今後、本県としては改善していくかといけない観点だと思っております。

女性・若者の定着という観点からも、現在、

女性活躍推進室の設置など、組織の体制をしつかりつくりまして、今年度も新たな取組等もやっております。そういう男女が活躍でき、それぞれがしっかりと能力を発揮できる社会を構築するにあたって、今後いろいろな取組を進めてまいりたいと考えております。

○大迫人権同和対策課長 今、総合政策課長のほうから説明したんですけども、この県民意識調査とは別に、人権同和対策課では、おおむね5年ごとに、人権に関する県民意識調査というものを行っております。

直近で令和4年に行ったんですけども、その中で、人権尊重の意識を高めるための啓発の方法として、どのようなものがあるかという問い合わせています。テレビ・ラジオを通じた啓発を行う、新聞・雑誌を通じた啓発を行うと回答した割合が高く、これはその前の平成30年の調査でも同様の結果ではあったんですけども、その平成30年の調査と比較しまして、インターネット、ホームページやSNSなどを通じた啓発の割合が大幅に増加しているということと、その他の意見といたしまして、小さい子供のうちから障がいをお持ちの方、高齢者の方、あるいはLGBTの方々との接点を設けるなどの御意見もいただいております。

さらに、同じ人権に関する県民意識調査で、人権が尊重される社会を実現するために、特にどのようなことが必要であると思いますかという問い合わせているんですけども、学校における教育の充実と回答した割合が7割と最も高く、次いで家庭における教育の充実、地域社会における教育の充実と続いております。

したがいまして、こういった御意見などを踏まえまして、県民の皆様が家庭であったり、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じて、

人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度とか行動とかに根付くことを目指して、創意工夫を凝らしながら、効果的な啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○松本委員 新幹線の関係で一点。この調査結果等、いろいろと説明いただいたんですが、民間の方々も関心が高いところではないかと思います。今後、民間の方々に対して調査結果等を説明される機会があるのでしょうか。

○松田総合交通課長 新幹線の調査につきましては、昨年度実施しました調査と併せて、12月に延岡市で県民向けのシンポジウムを開催することを予定しております。

○松本委員 私は2年続けて大分県のほうの御案内をいただきて参加してきたんですけども、参加しますとやはり民間の方々の勢いというのがかなりあります。その場に四国の方もお見えたんですが、四国の方はさらに強く感じるんですね。

そういう意味では、このような結果とかをしっかり共有していただいて、機運を醸成していくためにも必要な部分が大きいと感じているんですが、そういう点で、少しずれるかもしれません、民間の方々との協力体制というところで、お考えがありましたら御説明いただけないでしょうか。

○松田総合交通課長 機運の醸成という観点で、民間の皆様に御理解をいただき、またこの計画について理解を深めていただくというのは大変重要な観点だと思っております。

他県におきまして、県によっては、例えば期成会の関係を民間企業の代表の方がやっていらっしゃるケースもあったりなど、それぞれの路線ごとに主体が少し違うところはございますけ

れども、ただいま御指摘いただいたような点も含めまして、シンポジウム等にはなるべく多くの方々に御参加いただけるように、またお声掛けをしっかりととしていきたいと思っております。

○松本委員 ゼひとも、多くの方々に关心を高めていただくことが、機運醸成には一番重要なところではないかと思いますので、いろいろな工夫を重ねていただきて、実施していただくことをお願いしておきたいと思います。

○山内委員 宮崎県消費者基本計画について、ライフステージに応じた消費者教育の推進があるんですけれども、例えば、どうということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 消費者教育におきましては、幼児期から高齢者まで、全ての世代の方々に応じた消費者契約に関する教育が必要だと考えております。

学校就学の間は学校教育も活用しまして、教育の現場での消費者教育を行っていただいたらしく、社会に出てからは家庭や地域、特に高齢層の人は自治会ですとか、高齢層の中の集まりですとか、そういったところでの充実を考えています。あとは、若くして社会人になった方々も漏れないような形で、職場、職域、こういったところでのライフステージに合わせた教育の展開というものを考えております。

○山内委員 今、ライフステージの中に学校というのが出てきたんですけども、先ほどの人権でも学校というのが出てきました。例えば、先日の薬物乱用教室、警察関係、福祉関係でも、学校でとか、平和教育とか、何々教育とかいうのは、最近どんどん増えてきているんですよね。

学校にお願いするのは簡単だけれども、いくつもあって、教育の中で働き方改革が進んでないといったところもあると思います。いろいろ

なものが外部から来るというところで、総合政策部として、それをきちんと把握しているのでしょうか。各部署で簡単に学校にお願いしているけれども、どれくらいのことを県行政の一部として学校にお願いしたという把握をしているのかどうか教えてください。

○川北総合政策部長 今、議員から御指摘のありました県行政につきましては、いろいろな形で教育委員会と連携を図る、協力を求めるという場面が非常に多くなっております。

総合政策部としても、本当にいろいろ教育委員会とは連携してやっておりますが、他部局についても、農業教育を含め様々な形で連携が必要ということで、教育委員会とは密に、そのあたり情報共有を図っております。具体的にどのぐらいの量というところまでは把握できておりませんけれども、教育委員会が可能な範囲ででき得る限りの協力と、基本的には勉学が基本でございますので、その状況を見てバランスを取りながら、子供たちへの消費者教育を含め、社会に出て役に立つような幅広い教育を含めて、そういったものを教育委員会とともに、しっかりと連携して、委員がおっしゃった量的なものを含めて進めてまいりたいと思っております。

○齊藤副委員長 資料28ページの「『宮崎県総合計画2023』アクションプラン」Ⅲの①で、右側の成果と課題のところの丸の3つ目、2行目のところに、都市部のプロ人材確保などの取組が必要と書かれているんですけども、都市部のプロ人材確保というのは、具体的にどういったことなのか教えてください。

○中村総合政策課長 プロ人材については、商工観光労働部でやっている事業でございまして、都市部で高いスキルを持っておられる方々と、地域の企業等をマッチングして、生産性の向上

につなげる取組をしているところでございます。

○齊藤副委員長 例えば、インターネットを使った仕事になってきたら、決して都市部に住まなくとも、中山間の中でも仕事ができるという認識を持っていたんですけども、そこら辺りは、なぜ都市部ではないといけないのでしょうか。

○中村総合政策課長 副委員長の御指摘のとおり、必ずしも都市部とは限らないと思います。

ただ、特にＩＴスキルであったりとか、最先端のいろいろな技術分野におきましては、スキルを持っておられる方々の層というのが、どうしても都市部のほうが分厚いというところもございます。

例えば、都市部にはプロ人材のマッチング拠点もありますし、それ以外にも、ふるさと納税等で、技術者を地域の課題解決に活用していくだくというような制度もあります。

都市部の企業側からすれば、事業を通じて地方でも活躍できる方々の人材育成であったりとか、次のステージに向けたキャリア育成ということにもつながることもありますし、地方からすれば、様々な課題解決に向けて、ＩＴを含め、そういう技術を活用していただいて、地域の課題解決につなげるということは、非常に重要なことだと考えております。

○佐藤委員長 ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、その他で、何もないですか。

○松元みやざき文化振興課長 報告事項のうち、松本委員から御質問がありました、私学振興会の退職金基金事業につきまして、説明が不足しておりましたので、補足させていただきたいと存じます。

私学振興会全体の資産が約60億円ございますが、このうち、退職金基金事業の積立ては約54億円となっております。一方、現在、私立学校教職員が全員退職したと仮定した場合に、必要な金額は約55億6,000万円だといわれております、やや不足しているところでございます。

私学振興会といたしましては、この55億6,000万円を達成、維持していくことを目標といたしまして、基金の運用を行っているところであります。

また、県といたしましても、私学振興会が基金を安定的に運用できるよう、私学振興会と協議を行いながら、毎年、補助の金額を設定しているところであります。今後も引き続き支援していく予定としております。

○外山委員 初歩的なことなんすけれども、つまりこれは、今はもう廃止になった一般企業でいう退職金引当制度みたいなものですよね。この私学振興会に入会していない学校はもちろん該当しないわけですね。それから県立や国立で違うので、それぞれの学校によって退職金の金額が違いますよね。その場合は、補助率というは何%なのか一律いくらなのか、どういう算出をするんでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 基本的には、会員の負担率というのがございまして、それに伴う金額を徴収しております。それに伴う支出を私学振興会から行っているという状況でございます。

○外山委員 学校によって負担率が違うということですか。

○松元みやざき文化振興課長 学校に対する負担率は同一でございます。

○外山委員 民間から、県の補助率を上げてほしいという要請は毎年ありますよね。でも、今、

充足しているはずなのに上げてほしいというの
は、どういう意図があるんでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 まず、充足して
いるかと言わると、充足しきれていない現状
でございます。また、退職金でございますので、
毎年支出があれば、当然その分の補填をしてい
かなければならぬという部分ございますので、
ここにつきましては県の補助金とそれぞれ学校
の負担金のほうから貯って運用しているという
状況でございます。

○佐藤委員長 そもそも、この私学振興会に入
っていない学校があるんでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 小中高は、全て
私学振興会に加盟しているところでございます。

○佐藤委員長 関連してございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で総合政策部を
終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時36分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等
について、総務部長の概要説明を求めます。

○田中総務部長 本日御審議いただきます議案
等につきまして、お手元の総務政策常任委員会
資料により御説明をいたします。

資料2ページが目次となっておりまして、I
の予算議案では、補正予算の概要は次のページ
以降で御説明させていただきます。そしてIIの
特別議案では、「宮崎県税条例の一部を改正する
条例」を提出しております。そしてIIIのその他報告事項では「令和6年度内部統制評価報告書
について」など3件を報告いたします。

3ページを御覧ください。

議案第1号「令和7年度一般会計補正予算
(第2号)」についてであります。

なお、本委員会の資料につきましては、先日
議決いただきました議案第24号追加提出分は含
まれておりませんので、あらかじめ申し上げさ
せていただきます。

補正予算の概要でございます。

議案第1号「令和7年度一般会計補正予算
(第2号)」は、国庫補助決定に伴うもの及び
その他必要とする経費について措置するもので
ございます。

まず一般会計歳入です。

表の左から3列目、今回補正額の列になりま
すが、この補正による一般会計の歳入財源は、
自主財源の下から2行目の繰越金が87億6,079
万2,000円の増額、その下の諸収入が70万円の
増額でありますし、繰越金は令和6年度決算で
生じた剰余金であります。

また、依存財源の下から2行目の国庫支出金
が8億2,299万2,000円の増額であり、補正額
は一番下の95億8,448万4,000円の増額となります。

4ページをお願いいたします。

こちらは款別の一般会計歳出の一覧でござ
います。同様に表の左から3列目、今回補正額の
列を御覧ください。

主なものを申し上げますと、上から2行目の
総務費は、今御説明いたしました歳入財源のうち、
繰越金のほとんどを県債管理基金など財政
課所管の基金に積み立てるものでございます。

2つ下の衛生費は、病床数の適正化を進める
医療機関に対して、入院医療継続のための給付
金を支給するための経費となっております。

その2つ下、農林水産業費は、物価高騰の影

響を受ける水田農業経営体等に対して、燃料等の削減や米の裏作等に必要な機械等の導入に要する費用を補助するための経費等です。

さらにその下、商工費は、特別高圧で受電する中小企業者等に対して、電気料金を補助するための経費等となっております。

予算案の概要については以上であります。

次のページ以降の歳入予算、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び各課室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 次に議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明が終了した後にお願いいたします。

○池田財政課長 常任委員会資料5ページをお願いいたします。

3の歳入科目別概要についての御説明でございます。

まず一番上、繰越金でございます。

こちら、今しがた部長からも説明がありましたとおり、令和6年度の決算剰余金に当たるものであります。今後決算審査をお願いするものでありますけれども、予算は見込みが明らかになった時点で計上すべきとの考えに基づきまして、毎年8月上旬に決算見込みを公表の上、9月補正に計上する運びとなっております。

続いて、諸収入でございます。

県立学校において、生成AIの活用による校務のさらなる効率化を図るための検証等を行うため、生成AIパイロット校事業受託料を受け入れるものでございます。

その下、国庫支出金でございます。

まず国庫補助金として8億2,000万円余を受け入れます。

総務費国庫補助金として、これは物価高騰の影響を受ける水田農業経営体等に対して、燃料等の削減、米の裏作等に必要な機械等の導入に要する費用の補助を行うなど、物価高対策に係る財源に充てるため、国が今年度の一般会計予備費を活用して措置しました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け入れるものでございます。

その下、丸2つ目の民生費国庫補助金です。

こちらはマイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を図るため、精神保健福祉システム等の改修に要する費用として、障がい児福祉費を受け入れるものでございます。

その下、3つ目、衛生費国庫補助金です。

こちらは病床数の適正化を進める医療機関に対しまして、入院医療継続のための給付金の支給に要する費用等に充てるため、地域医療推進費等を受け入れるものでございます。

その下、農林水産業費国庫補助金です。

こちらは収益力の向上に計画的に取り組む産地等に対しまして、共同利用施設の合理化等に要する費用の補助等に充てるため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金等を受け入れるものでございます。

これら全て合わせました補正後の額は、一番右下の歳入合計欄にありますとおり6,821億5,287万5,000円となります。

歳入予算の説明は以上でございます。

続きまして、財政課の補正予算についての御説明でございます。

7ページを御覧ください。

財政課の9月補正予算は、一般会計で86億9,654万3,000円の増額となります。

この結果、財政課の補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、この表の一番

上の行の右から3列目、補正後の額にあります
ように1,663億9,618万4,000円です。

補正の内容については、9ページを御覧ください。

2つ行がございます。順番は前後しまして、
先に上から2行目の（事項）県債管理基金積立
金について御説明します。

こちらは、令和6年度の決算剰余金を繰越金
として歳入計上しておりますが、この約2分の
1に当たる43億8,039万7,000円を、地方財政法
第7条の規定に基づき積立てるものでございます。

次に、その上、（事項）財政調整積立金です。
こちらは、繰越金のうち、県債管理基金積立金
への積立額等の残余分43億1,614万6,000円を積
立てるものです。

○鎌田税務課長 委員会資料の10ページを御覧
ください。

議案第4号「宮崎県税条例の一部を改正する
条例」であります。

1の改正の理由でありますが、法人県民税法
人税割の税率につきましては、財政上その他の
必要がある場合につきまして、地方税法の規定
に基づき標準税率である1%を超える税率で課
税することができることとされております。

本県におきましては、昭和51年から、法人県
民税法人税割の超過課税を実施し、現在の税率
は標準税率1%に0.8%を上乗せした1.8%とし
ております。その適用期間は、令和8年1月31
日に終了する事業年度分までとなっております。

しかしながら、今後も社会保障関係費や公共
施設等の老朽化対策について、特別の財政需要
が見込まれますとともに、引き続き厳しい財政
状況が予想されますことから、適用期間を延長
するための改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

法人県民税法人税割の超過課税の適用期間を、
下の表のとおり5年間延長するものであります。
税率は変更せず、標準税率1%に0.8%を上乗
せした1.8%とし、適用期間を令和8年1月31
日までの間に終了する事業年度分から、令和13
年1月31日までの間に終了する事業年度分に改
正することとしております。

なお、中小企業等に対する軽減措置といたし
まして、資本金等が1億円以下で、かつ法人税
額が1,000万円以下の法人につきましては、超
過税率を適用せず、標準税率の1%で課税する
こととしております。

3の施行期日でありますが、令和8年2月
1日から施行することとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○齊藤副委員長 資料10ページの県税条例のと
ころで、本県は1.8%の税率ということでお聞
きしたんですけども、全国の都道府県で一番
高いところと安いところの税率を教えてください。

○鎌田税務課長 静岡県を除きます全ての都道
府県で超過課税を実施しております、東京都、
大阪府が上限の2.0%、その他の44道府県は
1.8%で本県と同じとなっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する
説明を求めます。

委員の質疑は、説明終了後にお願いいたします。

○宮崎行政改革推進室長 委員会資料の11ペー
ジをお開きください。

令和6年度内部統制評価報告書について御説

明いたします。

まず1、内部統制制度の概要です。この制度は、地方自治法の改正に伴い令和2年度から導入されたもので、具体的には、支払事務の遅れや文書・備品等の紛失など、適正な事務執行の妨げとなるミスをリスクと呼んでおりますが、あらかじめ陥りやすいリスクと、その対応策を各所属において明らかにした上で、チェック、評価し、対策を講じる体制をつくることにより、問題の早期発見や発生の未然防止に努め、適正な事務執行体制の構築を図るものであります。

(1) 体制ですが、図に記載のとおり、内部統制最高責任者である知事の下、推進部局として副知事を統括責任者とする内部統制推進会議を設置し、全庁的な取組を推進しております。各部局・各所属においては、リスク対応策に基づき事務を執行し、その運用状況等について、年2回の自己点検を行います。

各所属の自己点検結果の評価につきましては、図の左下にある検証部局として、庁内の共通業務を所管する会計課などによる検証を踏まえ、図の右になりますが、評価部局である行政改革推進室において評価結果を評価報告書として作成し、監査委員による審査、意見をいただいております。

評価報告書と監査委員からの意見は、右下の赤い点線囲みにありますように、議会へ提出することになっており、本日この場で御報告するものです。

次に、12ページを御覧ください。

(2) 内部統制の評価方法につきましては、内部統制を行う体制と業務レベルの内部統制の2つの側面から評価を行います。

まず、①内部統制体制について、統制環境やリスクの評価と対応など記載の6項目を対象と

して、体制の整備・運用に関する評価を行います。

②業務レベルの内部統制の評価では、表に記載している上の段の収入や支出、契約などの財務に関する事務47項目と、下の段の文書・情報の管理に関する事務16項目の合計63項目を対象として、各所属において該当するリスクを選択した上で、リスク対応策に基づいて事務を執行し、自己点検により不備の発生状況等を把握します。

評価部局では、各所属の自己点検結果や検証部局の検証内容を踏まえ、発生した不備が重大な不備や特に注意すべき不備に該当するかを判断いたします。

中ほどの米印に記載しておりますが、重大な不備とは、事務の管理・執行が適正に行われていないことにより、県民や県に大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性が高い不備、もしくは実際に生じさせた不備であり、特に注意すべき不備とは、重大な不備には該当しないものの、県民等へ大きな影響を与える恐れがあるものなど、重大な不備につながり得る不備となります。

重大な不備に該当するかどうかにつきましては、下の表に記載の重大な不備の基準により、量的重要性と質的重要性の2つの視点から、経済的不利益・社会的不利益の程度を踏まえ、総合的に判断します。

これにより、重大な不備に該当すると判断した場合は、内部統制が有効に整備または運用されていないと評価することとなります。

13ページを御覧ください。

次に2、令和6年度内部統制評価報告書の概要になります。

これは、先ほど申しました評価部局で作成し、

監査員に送付した報告書の概要ですが、

(1) 内部統制体制の評価では、評価対象となる6つの項目について、適切に整備・運用されているため有効と判断しました。続いて(2)業務レベルの内部統制の評価ではリスクは発生していないものの、リスク対応策が適切に設定・実施されていない、整備上の不備はありませんでした。

また、リスクが実際に発生または顕在化した運用上の不備につきましては、88所属で189件発生しております。

具体的な例としましては、支払事務や契約事務の遅れ、文書送付先の誤りなどの不備が生じております。

このうち、一部の所属で発生した要配慮個人情報の紛失及び誤送付については、重大な不備につながり得るものとして、特に注意すべき不備としております。

ただし、全体として重大な不備に該当する不備が確認されなかつたことから、本県の内部統制はおむね有効に運用されていると判断しております。

また、(3)発生した不備に対する是正措置としまして、不備の発生した原因を確認し、再発防止の取組を具体的に講じるとともに、不備の内容を全庁的に共有し、未然防止のための注意喚起を行ったところであります。

14ページを御覧ください。

3、監査委員による内部統制評価報告書の審査です。

審査の結果、評価手続及び評価結果については、おむね相当であるとされました。今後、内部統制の実効性を高め、さらなる推進を図るための意見が付されております。その内容は、

(1) 業務の実態に応じた進行管理の再点検な

ど、有効なリスク対応策を設定すること。(2)自己点検の精度を高めること。(3)特に注意すべき不備や過年度と同一内容の不備の発生について、職員のより一層の意識啓発を含めた、効果的な再発防止策を講じることとなっております。

最後に4、今後の対応ですが、監査委員による審査意見を踏まえ、全部局で発生頻度の高い事例や、その改善策を共有し、リスクの早期発見や、効果的な対応策の設定につなげるとともに、自治学院の研修を通して、職員の制度理解を深め、特に個人情報については共通事務を所管する総務課による研修や監査の実施等により、再発防止を徹底してまいります。

なお、評価報告書及び監査委員からの審査意見書全文につきましては、15ページ以降に添付しておりますので、御参照ください。

○鎌田税務課長 宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の方針等につきまして、御報告いたします。

委員会資料の18ページを御覧ください。

宮崎県森林環境税につきましては、今議会の環境農林水産常任委員会におきまして、環境森林部より今後の方針等について報告がなされますことから、本委員会におきましても、税条例を所管しております税務課から、御報告させていただくものであります。

まず、1の宮崎県森林環境税条例についてであります。

本税は、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策を推進すること目的に、平成18年4月から導入しております。その後、5年を一期として適用期間を延長してまいりましたが、令和7年度は第4期目の最終年度となりますことから、環境森林部を中心に、

本税の今後の在り方について検討を進めてきたところであります。

次に2、施行状況及び今後の方針等についてであります。

本税の導入によりまして、森林ボランティア団体や企業等による森づくり活動が広がり、広葉樹の植栽等により森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって次代を担う人づくりが図られております。

本税の継続につきましては、県民アンケートでは7割、地域意見交換会では8割以上が肯定的であり、森林環境税活用検討委員会におきましても、継続に賛同する御意見がありました。

以上のことから、先の代表質問で山下寿議員の質問に対し、知事が答弁申し上げましたとおり、宮崎の豊かな森づくりを積極的に進めるため、適用期間を延長したいと考えております。

また、国の森林環境譲与税と区分を明確化し、本税の認知度向上を図るため、宮崎県森林環境税の名称変更につきましても、検討を進めているところであります。

続いて3、今後のスケジュールについてであります。

9～10月にかけて、環境森林部においてパブリックコメントの実施、第2回検討委員会における意見聴取を行い、今回の両委員会報告における御意見も踏まえまして、次の11月定例会に条例改正案を提出させていただく予定としております。

続きまして、19ページを御覧ください。

宮崎県森林環境税（第5期）の概要案について、環境農林水産常任委員会報告資料の一部を使って説明させていただきます。

表の右側、赤枠で囲ってあるところが第5期の概要であります。

名称の変更は現在、環境森林部において整理中でございます。課税期間は令和8～12年度の5年間とし、課税方式及び税額に変更はございません。

使途につきましては、表にありますとおり、大きな柱立てについては変更はございませんが、（1）県民の理解と参画による森林づくりの推進には、民間団体による森林保全活動のPR強化を、（2）多面的機能を發揮する豊かな森林づくりの推進には、生物多様性の保全に寄与する取組への支援を、（3）森林を守り育む人づくりの推進には、地域における森林保全活動を推進する人材の育成を、それぞれ加え拡充することとしております。

○中尾危機管理局長 危機管理課から津波浸水想定の更新について、御報告いたします。

まず1の概要ですが、国が今年3月に行いました南海トラフ巨大地震の被害想定更新を踏まえ、本県においても令和2年2月に公表している県独自の津波浸水想定を更新したものです。

2の経過ですが、有識者や行政機関の代表者で構成します宮崎県防災会議地震専門部会において、昨年7月から計4回の議論を重ね、先月最終結果を取りまとめ、公表したところであります。

3の更新のポイントであります。

基本的には国の算定手法を踏まえるとともに、地形データ等を最新のものに更新した上で算定を行っています。また、国の浸水想定との違いとして、国が想定する津波のモデルに加え、県として最大クラスの被害を引き起こす津波モデルも考慮した上で想定を行っています。

21ページを御覧ください。

4の新たな津波浸水想定についてであります。

まず、（1）の浸水面積ですが、表の左から2列目にありますように、沿岸10市町のうち、串間市を除く9市町において、前回の想定に比べ浸水面積が減少しております。最大値は黄色で示しております宮崎市となります。

次に、津波による死者数の予測に影響が出るとされる30センチメートル以上の浸水面積については、表の左から3列目にありますように、延岡市や宮崎市など5市町で拡大しており、県全体でも2.5%の増加となっております。

これらの増減理由についてですが、まず、串間市の浸水面積の増加につきましては、計算条件の一つとして、潮位が最も高くなります大潮のときの満潮時の潮位を設定しておりますが、過去5年間の測定結果等に基づき、見直しを行った結果、県南地区におきましては、前回よりも高い潮位設定となったことが影響しているものと考えております。また、30センチメートル以上の浸水面積につきましても、地形データ等の精度向上に伴い、影響が出ているものと考えております。

22ページを御覧ください。

（2）の津波高及び津波到達時間であります。津波高とは、海岸線の沖合約30メートル地点における津波の高さを指します。各市町における最大津波高は、表の左から2列目、都農町で1メートルの減少、川南町で1メートルの増加となりましたが、これは地形データの精度向上により、前回の想定と比べて、海岸線の位置に若干の変化が生じたためと考えております。その他の市町では、前回の想定と同じ高さとなっております。

なお、県内における最大津波高は、前回同様、串間市の17メートルとなっております。

また、表の一番右の列にありますが、同じく

沖合約30メートルの地点において、水位が1メートル高くなる時間を指します津波到達時間につきましては、各市町とも前回想定と変化はございません。

県内における津波の最短到達時間は、前回同様、日南市の14分となっております。

なお、県全体及び市町ごとの浸水想定図につきましては、県ホームページにて公表しております。

最後に、5の今後の予定でありますが、これまで同様、地震専門部会を通じて、まずは地震動予測を行い、今回行いました津波浸水想定の結果と合わせ、地震や津波等による被害想定を算出いたします。

また、被害想定を踏まえ、被害軽減のための総合的な対策を盛り込んだ「新・宮崎県地震減災計画」を今年度中に改定することとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他、報告事項について質疑はありませんか。

○齊藤副委員長 資料14ページの4、今後の対応のところで、全部局で発生頻度の高い事例という表記がされているんですけども、どのような事例が多かったのかと、県庁のどの部局で一番多かったのかを教えてください。

○宮崎行政改革推進室長 まず、内部統制の令和6年度で発生の多かった事例ですけれども、一番多かったものが支払事務の遅れ28件、2番目が契約未締結による事務執行が19件、3番目に調定事務の遅れ16件ということになっておりまして、いずれも内部の業務の執行管理等が若干不足していたところがあったのではないかと思ったところでございます。

部局ごとの集計は今、手元に正確な数字はな

いんすすけれども、やはり文書の発送というものが多かったりする、出先機関が多いというところもあるんですけれども、福祉保健部のほうで多くなっているような傾向が見られます。

○佐藤委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは次に、請願の審査に移ります。

請願第18号について、執行部からの説明がございますか。

○福島総務課長 執行部から特に御説明することはございません。

○佐藤委員長 それでは、委員から質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、その他で何かござりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時11分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、宮崎国スポ・障スポ局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 説明に入ります前に1点、お礼を申し上げます。去る7月28日に開催いたしました日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の総会及び常任委員会におきましては、御多忙の中、多くの議員の皆様に御出席いただきまして誠にありがとうございました。

この常任委員会におきましては、県外競技になります国スポのカヌー、スラローム、ワイルドウォーターの競技会の開催基本計画などを御承認いただきましたほか、総会の後には日本スポーツ協会の国スポ委員会の山本浩委員長のほか、元マラソン選手の谷口浩美氏などのアスリートをお招きして、パネルディスカッションを実施するなど、大会成功に向けて貴重な御意見をいただくことができたところでございます。

引き続き2年後の国スポ・障スポ開催に向けた準備や、天皇杯獲得に向けた競技力の向上に取り組んでまいりますので、委員の皆様の御理解と御協力につきまして、よろしくお願ひいたします。

資料の説明に入ります前に、今後の当局のイベントについてお知らせさせていただきます。

明日19日は、今年は滋賀県で9月28日から第79回国スポが開催されますが、この宮崎県選手団の結団壮行式を開催いたします。さらに10月18日には、ひなた宮崎総合運動公園で整備を進めております、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIの屋外コート部分、12面の供用開始とオープニングセレモニーを予定しております。

これら2つの行事につきましては外山議長と佐藤委員長の御臨席をお願いしているところでございます。またよろしくお願ひいたします。

また本日、机上にお配りさせていただいておりますけれども、いよいよ大会2年前ということで、機運を盛り上げていくために、来週23日にイオンモール宮崎で2年前イベントを開催予定しております。

この大会イメージソングを歌います「ひなたサイン」によるライブ、それから県内市町村のPRコーナーですか、カウントダウンボード

の除幕式などを実施することとしております。よろしくお願ひいたします。

それでは本日御報告いたします項目についてまして説明いたします。

常任会資料の2ページにございます目次を御覧ください。

本日は特別議案につきまして、新宮崎県体育館建設主体工事、及びひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業に係る工事受入契約の変更につきまして御説明いたします。

詳細につきましては後ほど担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 次に議案についての説明を求めます。

委員の質疑は説明終了後にお願いいたします。

○財部施設調整課長 資料の3ページをお開きください。

議案第13号「工事請負契約の変更について」であります。

これはアスリートタウン延岡アリーナの建設に係る建築工事及び付帯工事に係る工事請負契約について変更を行うものです。契約金額につきましては、2の(2)にありますとおり、変更前69億4,209万1,498円が4億9,617万6,920円増額し74億3,826万8,418円となります。

変更理由は、3にありますとおり、駐車場を含む外構工事及び車いす専用駐車場屋根工事の追加、施工のための詳細な図面作成や施工時解析による検討に応じた安全性確保のための部材変更等によるものでございます。

写真は8月時点の状況でございまして、来年3月の完成に向けて順調に工事を進めているところであります。

続きまして資料の4ページをお開きください。

議案第14号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

ひなたTENNIS PARK MIYAZAKI管理棟の再整備及び付帯工事に係る工事請負契約について変更を行うものです。契約金額につきましては、2の(2)にありますとおり、変更前4億9,889万634円が2,005万7,807円増額し5億1,894万8,441円となります。

変更理由は3にありますとおり、受変電設備(キュービクル)の新設等に伴う増額です。付けておりますイラストは完成イメージ図ですが、来年3月の完成に向けて順調に工事を進めております。

なお、体育馆及び庭球場管理棟のいずれの変更につきましても、令和7年度当初予算の範囲内で増額するものでございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○松本委員 資料3ページの県体育馆でございますが、理由はお聞きいたしましたけれども、5億円近いという金額からすると、感覚的にこんなにかかるのかという気がいたしましたので、詳細な図面作成や解析の検討など、もう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○財部施設調整課長 まず施工のための詳細な図面作成による検討について御説明したいと思います。

建築物の施工をするためには、当初設計図を設計者が作るのですが、それだけでは不十分であるために、実際に作業するために施工者によって施工図という詳細な図面の作成が必要となってまいります。その結果、部材を大きくする必要や、新たな補強が必要となったものでございまして、具体的には屋根の木材部分を変更したり、ちょうど写真に屋根の梁の骨組みがつい

ていますけれども、こういったトラス構造と鉄骨の剛性差——つなぎ目のところの剛性差や、木材の長期変形による隙間発生などを防ぐための下地補強と、止水材を追加したり、また、壁のスチールパネルの詳細を検討したところ、耐風圧強度不足が判明したために補強部材を追加して安全性を向上させる——それがなくても故障するものではないんですけども、長く持たせるためにはそうした方がいいという結果が出たので、こういった安全性を向上させるための工事を追加したり、また、鉄骨の耐火塗装の種類を変更したりとか、詳細な設計の検討を進めるにあたって、こういった変更が出てきたということでございます。

また、施工時解析による検討というのも理由に挙げておりますけれども、設計段階では、建物完成時の状態で一気に荷重をかける構造計算で計算をするのですが、今回は大規模な建築物ですので、工事が段階段階で分かれるということで、その段階ごとの建設の途中での重さによる荷重の計算をしていったところ、負担が大きくなる可能性があって、鉄骨を大きいものに変えなければいけなくなってしまったということです。中身は、工事を担当している営繕課等と一緒に、本当に妥当なものかどうかというところは検討したのですが、今回、もうこれは追加しないといけないという結果になったところでございます。

○松本委員 こういったものが必要であり、より今後の安全性が保たれるということで、御理解させていただきました。

もう一点、駐車場関係のほうでございますが、車いす御利用の方の駐車場の場所について、資料の写真を使って詳しく教えてください。

また、駐車場については、県のみではなく延

岡市も整備されると理解しております。そういう意味で、県が整備するところについて、再度確認の意味で明確にしていただきたいと思います。

○財部施設調整課長 まず最初に、御質問がありました、車いす専用駐車場をどこに作るかというお話なんですけれども、この写真の左奥にございますメインアリーナのちょうど裏手になります。隣接する形で屋根付きの駐車場を5台分作るということにしております。

あと、駐車場ですけれども、延岡市と県との取り決めでこの体育館の敷地に隣接するスタッフ用の駐車場につきましては、県のほうで作りますが、それ以外の一般の方向けの駐車場につきましては、延岡市のほうで用地買収や整備を進めているところです。

○松本委員 県の敷地の中の駐車場ということで改めて理解いたしました。日々完成が近づいている姿がはっきりしてくると非常に楽しみがあります。今後順調に完成に向かっていくことを期待しております。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。関連もございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、その他はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、以上をもって、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時25分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、22日月曜日に行いたいと思います。開会の時刻は13時としたいとのことですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、以上で本日の総務政策常任委員会を終了いたします。

午後2時26分散会

令和7年9月22日(月曜日)

午後1時9分再開

出席委員(6人)

委 員 長	佐 藤 雅 洋
副 委 員 長	齊 藤 了 介
委 員	外 山 衛
委 員	山 内 いとく
委 員	今 村 光 雄
委 員	松 本 哲 也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	岩 下 恵 美
政策調査課主査	藤 原 謙 也

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行いますが、採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時10分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

一括採決とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第4号、議案第13号及び議案第14号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、議案第1号、議案第4号、議案第13号及び議案第14号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第18号についてであります、この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時21分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第18号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手少數。よって、請願第18号を継続審査とすることは否決されました。

ただいまから、継続審査とすることは否決されましたので、採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで、松本委員にお聞きいたします。これから、すぐに採決してもよろしいでしょうか。

○松本委員 異議はありません。

○佐藤委員長 採決に移りたいと思いますが、態度の保留の場合は退席したものとみなしますので、御了承ください。

採決に参加されない方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、請願第18号の賛否をお諮りいたします。

請願第18号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手少數。よって、請願第18号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時23分再開

○佐藤委員長 次に移ります。委員長報告骨子
(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望
等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時27分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告については、正副委員長に御一任
いただくということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた
します。

総合政策及び行財政対策に関する調査につい
て、継続審査といたしたいと思いますが、御異
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 御異議ありませんので、この旨、
議長に申し出ることといたします。

次に、10月21日火曜日から10月23日木曜日に
予定されております県外調査につきまして、御
意見・御要望等を伺います。

暫時休憩します。

午後1時28分休憩

午後1時31分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のと

おりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、11月4日火曜日に予定されております
閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いた
いと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月4日火曜日の閉会中の委員会
につきましては、正副委員長に御一任いただく
ことで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、そのように進めさせ
ていただきます。

最後に、その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 それでは、以上で委員会を閉会
いたします。

午後1時34分閉会

署名

総務政策常任委員会委員長 佐藤 雅洋

